

第 五 次

肥後っ子いきいき
読書プラン



すべての子どもに
読書のよろこびを!



©2010 熊本県くまモン

目次

はじめに	1
第1章 読書を取り巻く現状と課題	2
1 読書の効果と現状（全国）	
2 読書を取り巻く情勢の変化	
3 本県の第四次読書プラン推進期間における現状と課題	
第2章 計画の基本的方針	11
1 基本理念	
2 計画の性格	
3 計画の位置付け	
4 計画推進に係る国、県、市町村の役割	
5 計画の期間	
6 計画の重点施策	
7 今後5年間で重点的に取り組む事項	
** コラム「くまもと大図書館」への胎動を感じる	16
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	17
重点施策1：家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供	
重点施策2：読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実	
重点施策3：図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進	
重点施策4：ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進	
重点施策5：社会的気運の醸成のための啓発広報の推進	
第4章 計画の効果的な推進に必要な事項	40
1 「熊本県子どもの読書活動推進会議」の設置	
2 「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定	
** 資料	41
○ 用語解説（本文中の※について記載）	
○ 令和5年度熊本県子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	
○ 熊本県読書バリアフリー推進計画	
○ 「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」熊本県内表彰一覧	
○ 熊本県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定会議委員	
○ 令和5年度熊本県子どもの読書活動推進会議委員	



はじめに

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号。以下、「推進法」という。）が成立しました。推進法第2条では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ（中略）、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」としています。

国では、本推進法第8条第1項の規定に基づき、平成14年（2002年）8月に最初の基本計画（第一次基本計画）を定めました。その後、5年ごとに基本計画を改定し、令和5年（2023年）3月に第五次基本計画を策定しました。

このことを受け、本県では、平成16年（2004年）7月に「熊本県子どもの読書活動推進計画」である「第一次肥後っ子いきいき読書プラン」（第一次読書プラン）を策定しました。その後、5年ごとに、読書プランを改定し、子どもの読書活動の推進に努めてきました。

今回、第四次読書プランの取組の成果と課題を整理し、今後の本県における子どもたちの読書活動の方向性を示すため、第五次読書プランを策定しました。

建築家 安藤忠雄氏から寄贈の「こども本の森 熊本」の開館も間近です。ここで、さまざまな本と出会い、自ら本を選び、好きな空間で本を読む、そのことが、読書習慣の形成に一翼を担ってくれると期待をしているところです。

また、熊本県立図書館では、教育を支援する電子図書館を導入します。いつでも、どこでも、自ら学ぶことができるようになります。併せて、子どもたちが、紙やデジタル等様々な本に触れ、読書に親しむことを期待します。

最後に、本推進計画の策定に当たり、第五次読書プラン策定会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年（2024年）3月

熊本県教育委員会

第1章 読書を取り巻く現状と課題

1 読書の効果と現状（全国）

- 「令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ」（文部科学省 令和4年（2022年）12月）によると、「読書を通じ、コミュニケーションの基礎となる言語を学び、感性を磨き、表現力を高めることができる。」また、「様々な知識を得て、多様な文化や考え方への理解を深め、学びの基礎となる探究心や真理を求める態度を培うことができる。」と示しています。



- 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率の割合）は、全国学校図書館協議会「学校読書調査」によると、小学生、中学生、高校生のいずれの学校段階でも、数値目標は達成されていません。しかし、1か月の平均読書冊数は、推進法が制定された平成13年度と比較すると、小学生は6.2冊から13.2冊、中学生は2.1冊から4.5冊、高校生は1.1冊から1.6冊と、いずれの学校段階においても読書量は増えています。



- 令和4年（2022年）に実施された国際的な学習到達度調査では、日本の子どもの読解力の平均点（516点）は、OECD平均より高得点のグループに位置しています。（加盟国中2位、順位の範囲1位－6位）また、前回平成30年度（2018年）調査（504点）から有意に上昇し、前々回平成27年度（2015年）調査（516点）と同水準です。（令和5年12月、文部科学省・国立教育政策研究所）
- 「令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ」（文部科学省 令和4年（2022年）12月）によると、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されたことや、公共図書館においても、臨時休館、開館時間の短縮等を余儀なくされたりした状況は、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性があると示しています。

2 読書を取り巻く情勢の変化

○ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(※)の制定

令和元年(2019年)6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」)が制定されました。「読書バリアフリー」とは、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が自分に合った方法で読書ができる社会の実現を目指すものです。それを受け、本県では、令和4年(2022年)6月に、「読書バリアフリー法」(令和元年法律第49号)第8条の規定に基づき、「熊本県読書バリアフリー推進計画」(※)を策定しました。

特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・義務教育学校・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒や、特定分野に特異な才能のある児童生徒もいます。子どもたちの多様性を受容し、それに対応した取組を行うことが重要です。

○ 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく整備推進

学校図書館は、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

令和4年(2022年)1月、文部科学省は令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。本計画では、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準(※)の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書(※)の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づく経費については、地方財政措置が講じられています。

◇第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に示された目標

	図書	新聞	学校司書
計画の目標	○学校図書館図書標準100%達成 ○計画的な図書の更新を実施	○小学校等2紙、中学校等3紙、高等学校等5紙	○小中学校等のおおむね1.3校に1名配置

○ デジタル社会に対応した読書環境の整備

GIGAスクール構想(※)によって、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められました。このようなGIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍(※)等の利用、学校図書館や図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)(※)を進める必要があります。

第73回「読書世論調査」(株式会社毎日新聞社)によると、全国300地点の満16歳以上を対象に令和元年度に実施された調査で、携帯端末やパソコン等で本が読める「電子書籍」が話題になっています。「あなたは電子書籍を読んだことがありますか」という問いに対し、若い世代ほど「電子書籍を読んだことがある」と回答した割合が高く、10代後半、20代、30代は、6割以上が「読んだことがある」と回答しています。

3 本県の第四次読書プラン推進期間における現状と課題

平成 31 年（2019 年）3 月に策定した第四次肥後っ子いきいき読書プラン（第四次読書プラン）は、「『すべての子供たちに読書のよろこびを』伝えるためのわたしたちの道標」として、5つの目標を定め、それぞれ「県が取り組むこと」、「市町村や学校等に促していくこと」、「ボランティアに促していくこと」について方策を記し、これに沿った取組を進めてきました。その現状と課題は次のとおりです。



施策 1：家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供

【現状】

【家庭における子どもの読書活動の推進の現状】

- 保護者に対して、「親の学び」講座の中で、子どもの読書活動の重要性、基本的な生活習慣の確立についての啓発を行いました。
- 令和元年度（2019 年度）から市町村子どもの読書活動担当者に対する研修会を実施しました。令和 2 年度（2020 年度）はコロナ禍の影響で実施ができなかったものの、令和 3 年度（2021 年度）及び令和 4 年度（2022 年度）は、人数制限等感染防止対策を講じて実施しました。
- 市町村立図書館等において、多くの子どもや保護者に読書のよろこびを伝えるための多様なおはなし会やイベント等を開催しました。しかし、コロナ禍の影響で、令和 2 年度（2020 年度）からの数年は中止を余儀なくされました。令和 5 年度（2023 年度）はコロナ禍前の状況に戻りつつあります。
- 県立図書館では、肥後っ子いきいき読書環境づくり事業において、子どもの読書に関わる様々な職域の方々を対象に、乳幼児向けサービスの向上を目指した研修会を実施しました。コロナ禍の影響で、令和 2 年度（2020 年度）以降は回数を減らして実施しました。
- 学校では P T A 等と連携し、親子読書等、家庭での読書の習慣付けを図る取組を行いました。

【地域における子どもの読書活動の推進の現状】

- 県立図書館では、児童サービスのモデルとなるような子ども図書室の運営を目指しました。コロナ禍の影響で、令和元年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）は、断続的に一部休館しましたが、郵送貸出やインターネット予約貸出等の工夫を行い、子どもの読書活動推進の取組を行いました。
- 市町村立図書館や公民館図書室では、季節に応じたおすすめの本等の紹介を行いました。
- 子ども図書室等のスペースを有する市町村立図書館は大きく増加しました。

市町村立図書館における子ども図書室等のスペースを有する割合

	子ども図書室等の スペース	乳児のための 配架コーナー	幼児のための 配架コーナー
H 3 0 年度	7 8 . 8 %	7 2 . 9 %	7 5 . 0 %
R 5 年度	9 8 . 1 %	9 0 . 6 %	6 6 . 0 %

【学校等における子どもの読書活動の推進の現状】

- 学校では、一斉読書（※）や朝の読書等の取組の推進を行いました。コロナ禍のため特別な日課の設定等により、朝の読書活動ができない状況がありました。一斉の読書活動を行う学校の割合は、全ての校種で減少しました。

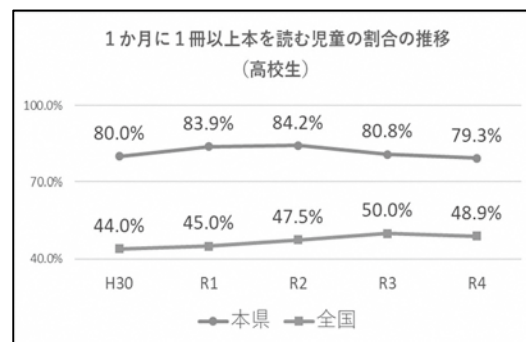
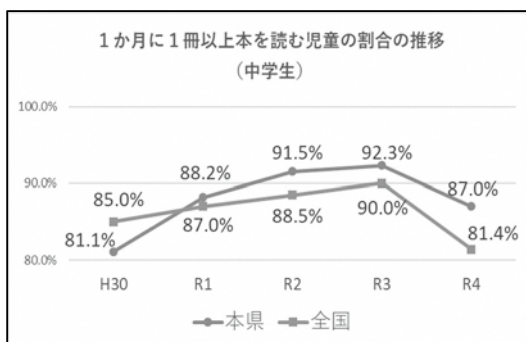
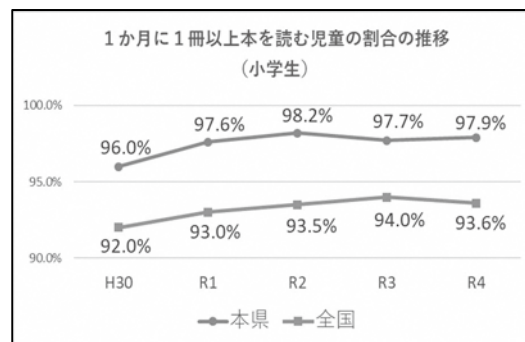
本県の一斉読書を行う学校の割合

	H28年度(2016年度)	R2年度(2020年度)
小学校	96.6%	88.1%
中学校	78.0%	70.6%
高等学校	88.9%	80.9% (R4年度)



【補足】小中学校は、文部科学省の令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果を参考にして
います。高等学校は、県独自の調査結果です。

- 学校では、発達段階に応じた多様な分野の図書に触れる活動として、児童生徒が相互に図書を
を紹介するブックトーク（※）やビブリオバトル（※）等の取組を行いました。
- 学校では、ボランティア団体等と連携し、読み聞かせ等を行いました。しかし、コロナ禍の
ため対面での読み聞かせができない等ありましたが、工夫しながら取組を行いました。
- 学校では、必読書や推薦図書のリスト等を活用した読書活動の推進を行いました。また、P
T Aと連携した読書推進の取組も行いました。
- 県立図書館では、県立学校への配本にも力を入れ、学校での読書活動の充実を図りました。
- 市町村では、肥後っ子いきいき読書アドバイザー
事業（※）を活用し、学校司書等への研修を行いました。
- 「1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合」は、
小学生、中学生、高校生において、全国平均を上
回りました。特に高校生は、全国平均を大きく上
回りました。中学生は、R4年度の数値が、R3
年度の数値を下回りました。



【成果指標】

★児童生徒の読書率

	目標値(R5)	制定時(H29)	現状値(R4)	全国平均(R4)
小学生	98%	95.8%	97.9%	93.6%
中学生	90%	83.8%	87.0%	81.4%
高校生	80%	77.9%	79.3%	48.9%

★一斉読書に取り組む学校の割合

	目標値(R5)	制定時(H28)	現状値(R2)	全国平均(R2)
小学校	100%	96.6%	88.1%	90.5%
中学校	90%	78.0%	70.6%	85.9%
高等学校	95%	88.9%	80.9% (R4)	39.0%

【課題】

- 読書率は、制定時より上昇しているものの（高校生は若干の減少）、学年が上がるにつれ読書率が低下する傾向は変わりません。児童生徒にとって、学校での一斉読書等の取組は読書の習慣付けのためには効果的であるため、発達段階に応じて、各学校で実施を検討していく必要があります。

施策 2：読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実**【現状】****【地域における施設、設備その他の諸条件の整備・充実の現状】**

- 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 13 年 7 月文部科学省告示 132 号）に基づく、図書館資料の整備等の推進を行いました。
- 図書館見学等を通して効果的な推進方法を学ぶため、市町村子どもの読書活動担当者研修会を開催しました。コロナ禍により令和 2 年度（2020 年度）は開催できませんでした。
- 市町村立図書館数は、令和 5 年度（2023 年度）は平成 30 年度（2018 年度）調査時から増減がなく 53 館となりました。（本県設置率：55.6%、全国平均：令和 3 年度 77.4%）
- 令和 4 年（2022 年）3 月末の市町村立図書館の 100 人当たりの蔵書冊数は増加しましたが、全国平均より少ない状況です。（本県平均：317.2 冊、全国平均：331.2 冊）
- 推進計画期間中に 3 市 1 町が図書館の移転、1 市がリニューアルを行いました。また、2 市が子ども室を広げたり新しくしたりしました。電子図書館サービスを開設する図書館は 9 館ありました。図書館を設置していない自治体においても住民向け電子書籍サービス（電子図書館）を開設した町もありました。
- 市町村では、市町村立図書館と学校図書館の連携を深め、学校へ司書の派遣を行う等、効果的な配置を行いました。

【学校等における施設、設備その他の諸条件の整備・充実の現状】

- 学校図書館図書標準の達成に向けた計画的な図書の整備等の推進を行いました。
- 学校では、新聞を活用した学習を行うための環境整備として新聞を複数紙配備する取組を行いました。
- 子ども等に親しまれる魅力ある図書館づくりを提案するため、肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業を活用し、学校図書館の環境整備に取り組みました。この事業を活用した学校等においては、児童が興味を持って様々な本を借りるようになりました。令和元年度（2019 年度）までは、毎年度約 60 団体への派遣を行っていましたが、コロナ禍により令和 2 年度から派遣件数が減少しました。
- 公立小中高等学校の 1 校当たりの蔵書冊数の平均は平成 28 年度より増加しました。高等学校においては全国平均を大きく上回っています。
- 令和 2 年度（2020 年度）において、学校図書館図書標準を達成している小中学校の割合は増加しましたが、全国平均に達しませんでした。（小学校：本県 66.8%、全国平均 71.2%、中学校：本県 57.5%、全国平均 61.1%）

○令和5年度（2023年度）の公立小中学校・義務教育学校における学校司書等を配置している市町村の割合は、平成30年度に比べると増加しました。学校司書を配置している市町村において、1校1人当たりの配置を行っている自治体の数は11市町村で、48.5%に当たります。平成30年度に比べると1.6ポイント増加しました。

学校司書等の配置の割合

H30年度(2018年度)	R5年度(2023年度)
71.1% (32/45市町村)	73.3% (33/45市町村)

【成果指標】

★学校1校当たりの平均蔵書冊数

	目標値 (R5)	制定時 (H28)	現状値 (R2)	全国平均 (R2)
小学校	8,000冊	7,571冊	8,343冊	9,859冊
中学校	10,000冊	9,578冊	9,997冊	11,259冊
高等学校	37,000冊	36,589冊	41,070冊	27,734冊

【補足】文部科学省の調査方法が変更になったため、R2年度が最新値となっています。

【課題】

- 小中学校の1校当たりの平均蔵書冊数は、全国平均には至っていないため、新たな図書の購入、情報が古くなった図書等の更新等、今後も計画的・継続的な整備を進めていく必要があります。
- 肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業等を活用しながら、学校図書館の図書資料の整備、館内レイアウト等を今後も計画的・継続的な整備を進めていく必要があります。
- 市町村において、全域にわたり全ての子どもが同じようにサービスを受けられるよう、子育て支援センター等子どもが集まる場所において、図書コーナーを設置するような工夫を行っていく必要があります。

施策3：図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

【現状】

- 県では、学校・図書館・読み聞かせボランティア団体等の資質・技能の向上を図るために熊本県読書応援ボランティア養成講座（※）を実施しました。これまでは年に2回実施していましたが、コロナ禍の令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、年1回としました。
- 県立図書館では、高等学校、特別支援学校への配本（延べ78校）や、幼稚園、保育所等、小中学校、義務教育学校への図書資料の貸出（延べ62団体への貸出）に取り組みました。
- 県立図書館では、ボランティアと連携・協力し、おはなし会（「赤ちゃんのおはなし会」、「土曜おはなし会」）を定期的に行っていましたが、令和2年（2020年）から令和3年（2021年）10月までコロナ禍の影響で休止しました。
- 市町村立図書館におけるボランティアの受け入れは全体的に増加しました。

市町村立図書館におけるボランティアの受け入れ状況

	おはなし ボランティア	書架整理 ボランティア	布の絵本（※） 作成ボランティア	朗読 ボランティア
H30年度	75.0%	7.7%	15.4%	5.8%
R5年度	81.1%	22.6%	17.0%	3.8%

【成果指標】

★市町村立図書館、公民館図書室と学校等との配本等に取り組む割合

目標値 (R5)	制定時 (H30)	現状値 (R5)
100%	51.1%	40.0%

★市町村立図書館や公民館図書室、児童館等において読書関連イベントや広報誌の発行等の啓発活動を行っている市町村の割合

目標値 (R5)	制定時 (H30)	現状値 (R5)
100%	82.7%	88.7%

【課題】

- 学校、市町村立図書館、公民館図書室等において、ボランティアとの連携・協力を促進させていく必要があります。
- 公立図書館と学校図書館において、図書資料の団体貸出や電子書籍等の利用等の連携・協力を充実させていく必要があります。

施策4：ユニバーサルデザイン（※）の視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

◇ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備・充実として挙げた20項目

- ①エレベーターやスロープの設置
- ②ベビーカーの貸出し
- ③授乳コーナーの設置
- ④館内案内板の設置
- ⑤館内案内等の点字による表示
- ⑥館内案内等の外国語による表示
- ⑦子ども用の検索コンピュータの設置、システムの導入
- ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等
- ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR
- ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ
- ⑪外国語本の収集、貸出し
- ⑫対面朗読サービス（※）
- ⑬布の絵本の貸出し
- ⑭点訳（点字）絵本（※）、児童書等の貸出し
- ⑮大活字本（※）の貸出し
- ⑯大型絵本の貸出し
- ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し
- ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等
- ⑲子どもの読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し
- ⑳子育て関連資料の収集等

このユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備・充実として挙げた20項目は、平成21年3月に第二次肥後っ子いきいき読書プランを策定するときに、特別支援学校、病院、施設等に、「どんな施設やサービスがあるのか」、「どんな施設やサービスがあったらいいか」について、訪問しながら聞き取りをし、20項目にまと

【現状】

- 障がいの有無にかかわらず誰もが公立図書館や学校図書館で読書を楽しむことができるためのユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備の推進を行いました。ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備（20項目中11項目以上）を行っている市町村立図書館（調

査図書館数 53 館) の割合はわずかながら増加しました。(平成 30 年度 : 28.8%、令和 5 年度 : 30.2%)

- ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備で、大活字本や大型絵本の貸出しを行っている市町村立図書館の割合はどちらも 90%を超えています。
- 県内の特別支援学校で、障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業(※)を活用し、在籍する児童生徒等に読み聞かせ等の継続的な実施や、児童生徒のニーズに応じた図書資料の購入ができました。
- 公立図書館において、外国語の児童書や絵本等の収集と外国語によるおはなし会を実施しました。県立図書館では年に 1 回行っていましたが、コロナ禍により令和 2 年度は実施できませんでした。
- 令和 4 年(2022 年) 6 月に、障がいの有無にかかわらず、全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指し、「熊本県読書バリアフリー推進計画」を策定し推進しています。
- 令和 5 年度(2023 年度) の公立学校における日本語の指導が必要な児童生徒が在籍する学校は 51 校です。
- 長期療養中の子どもへの読書活動の取組を推進しましたが継続できませんでした。

【課題】

- 市町村立図書館の環境整備は、ユニバーサルデザインの視点及び「熊本県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、ハード面、ソフト面とも継続して行っていく必要があります。
- 長期療養中の子どもへのニーズに応じた読書活動ができるよう、関係機関やボランティア団体との連携を行っていく必要があります。

施策 5 : 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

【現状】

- 熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル(※)は、コロナ禍のため令和 2 年度(2020 年度)及び令和 3 年度(2021 年度)は実施できませんでした。令和 4 年度(2022 年度)は参加人数を制限する等工夫して開催し、読書の楽しさを提供することができました。
- 県立図書館では、子ども読書の日、こどもの読書週間にちなんだ記念行事として、「なが〜く愛されている絵本」展示等を実施しました。
- 子どもの読書活動の推進に向けた「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定の啓発を行いました。目標値の 100%には届きませんでしたが、計画の改定率は 93.3%と大きく上昇しました。
- 子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体(個人)の候補を文部科学省に推薦し、先進的な実践の情報の収集と啓発を行いました。

【成果指標】

★「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定率

目標値(R5)	制定時(H29)	現状値(R4)
100%	35.6%	93.3%

【課題】

- 読書の関心を高める様々な取組は今後も継続するとともに、広報紙やホームページ、学校だより、SNS等を活用した啓発も継続していく必要があります。
- 「熊本県読書バリアフリー推進計画」（令和4年（2022年度）6月策定）を踏まえた、市町村の子ども読書活動推進計画になるよう、見直しや改定を促していく必要があります。

〔第五次読書プランに向けて〕

第四次読書プラン推進期間中の本県の子どもの読書率は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による全国一斉臨時休業により、家庭での読書の機会が増え、上昇しました。感染状況の収束に伴い、中学生においては部活動や様々な行事等が通常に戻る中で次第に読書の機会が減少しました。

また、これまでの傾向と同様に、高校生の読書率は全国平均に比べると大きく上回っているものの、小学生、中学生と学年が上がるにつれて読書率は低下しています。これは、中学生、高校生の放課後の時間の使い方の実態や、それまでの読書習慣の形成、読書への関心の低下等様々な要因が考えられます。

そのため、家庭、地域、学校、子ども、行政等が連携・協力して、乳幼児期から読書に関心を持つようなきっかけを作り、読書の習慣を身に付けさせるとともに、子どもを取り巻く様々な読書環境の整備・充実を行っていくことが必要です。

具体的には、発達段階に応じ、目指す子どもの読書の姿を明らかにするとともに、家庭、地域、学校、子ども、行政等における乳幼児期、小学生期等の発達段階に応じた読書の機会の設定や、図書館におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、多様な読書の手法による、読書への関心を高める取組を行います。

さらに、学校図書館及び市町村立図書館等の整備・充実等の環境づくりや、公立図書館、学校、行政、ボランティア等との連携・協力の推進等に取り組んでいきます。

第2章 計画の基本的方針

1 基本理念

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号。以下、「推進法」という。)第2条では、基本理念として「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。

このことを受け、すべての子どもに読書のよろこびを伝えるために、本県の第五次読書プランにおいては、次のことを基本理念とします。

**すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に
読書活動を行うことができるための積極的な環境整備の推進**

- さらに、県、市町村、家庭、地域、学校等が、子どもの発達段階に応じた具体的な「目指す子どもの姿」を実現するために、それぞれの立場で子どもの読書活動の推進に取り組みます。

〈目指す子どもの姿〉

乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示す子ども 等

小学生期：多くの本を読んだり、読書の幅を広げたりする子ども 等

中学生期：本の内容に共感したり、将来を考えたりする子ども 等

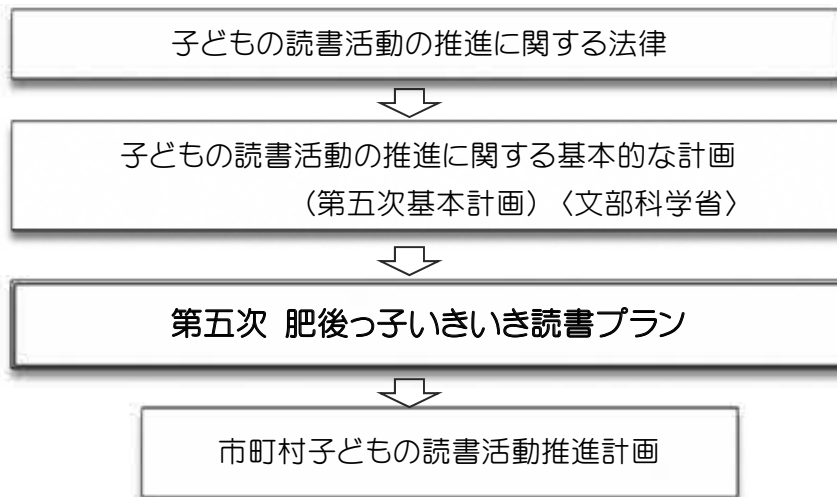
高校生期：知的興味に応じた幅広い読書をする子ども 等

(参考：子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画)

2 計画の性格

- 推進法第9条1項に基づき策定する、本県における子どもの読書活動を推進するための計画です。
- すべての子どもに読書のよろこびを伝えるための私たちの道標として、県の取組、市町村や学校、ボランティア団体等の取組を示しました。
また、推進法第9条2項に基づき、市町村が「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定する際の基本となるものです。
- 「第四次読書プラン」(計画期間：平成31年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))の後継計画であり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次基本計画)」(文部科学省、令和5年(2023年)3月策定、以下「第五次基本計画」という。)を踏まえ、本県の子どもの読書活動に関する施策を総合的・計画的に推進する内容とします。

3 計画の位置付け



4 計画推進に係る国、県、市町村の役割

国の第五次基本計画では、国、県、市町村の役割が示されています。本県においても同様に、国、県、市町村の役割を明記しました。

国	<ul style="list-style-type: none"> ○関係府省庁間相互の密接な連携と都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。 ○「子ども読書の日」等の全国的な普及・啓発の推進や優れた取組の奨励を図る。 ○調査等を通じ、子どもの読書活動等の情報の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援する。 ○地方公共団体、図書館や学校図書館等の運営の参考となる資料等を作成し、変化する社会のニーズに対応した取組等の促進を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に対し、図書の長期貸出し等、県立図書館を活用した支援を行う。 ○市町村の施策の紹介や域内の関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行う。 ○教育委員会のみならず福祉部局、学校、図書館、ボランティア等の関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備に努める。 ○推進計画の内容や目標の達成度等の点検及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うよう努める。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの読書活動の推進に当たっては、子どもや保護者に最も近い立場にあり、その役割は重要である。県と同様に、教育委員会のみならず福祉部局、学校、図書館、ボランティア等の関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を図るよう努める。 ○「第五次基本計画」及び本県「第五次読書プラン」を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の改定を行うよう努める。

5 計画の期間

- 令和6年度（2024年度）からの5年間の計画とします。

6 計画の重点施策

基本理念及び目指す子どもの姿の実現に向け、5つの重点施策を掲げました。この5つの重点施策についての具体的な方策を示し、取り組んでいきます。

施策1

家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭、地域、学校等を通じて、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進し、楽しく読書に親しむ機会の提供を積極的に行い、子どもの読書意欲を高め、進んで読書をしようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくことができるよう取り組みます。

施策2

読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

豊かな読書環境に接することを通して、すべての子どもが目的や意欲に応じ、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館、公民館図書室、学校等において、該当施設の設置、充実や図書館資料等の整備及び専門的な知識を持った人の配置が行われるよう取り組みます。

施策3

図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

図書館、公民館図書室、ボランティア、就学前施設、学校等の子どもの読書活動に携わる関係者がパートナーシップのもと、それぞれの特性、特色、良さを尊重し、生かしながら、情報の共有や連携・協力により、読書活動の充実に取り組みます。

施策4

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点及び「熊本県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、障がいのある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、母国語が日本語ではない子ども等の読書活動を推進するため、その実態を把握するとともに、よりきめ細かな配慮のもと読書活動が行われるよう努めます。

施策5

社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、読書週間や子どもの読書活動に関わる様々な情報、優れた取組等について、広報媒体を活用してその啓発に努めるとともに、「こども本の森 熊本」(*)でのイベント等により、子どもの読書活動の啓発広報を行い、社会的気運が醸成されるよう努めます。

7 今後5年間で重点的に取り組む事項

基本理念や目指す子どもの姿の実現に向け、第1章で整理した課題に対する解決や本県の子どもの読書活動を推進していくため、今後5年間で取り組む目標を定め、取組を進めていきます。

【目標】 1か月に1冊以上本を読む児童生徒を増やします。(電子書籍含む)

〈指標〉 児童生徒の読書率

(5年後の読書率)

○小学生	96.6%	(R5)	⇒	98%	(R5全国93.0%)
○中学生	83.6%	(R5)	⇒	90%	(R5全国86.9%)
○高校生	73.8%	(R5)	⇒	80%	(R5全国56.5%)



【補足】「読書率」は本県独自に算定し設定したものです。

【目標】 週に1回以上読み聞かせをする家庭の割合を増やします。(乳幼児)

〈指標〉 週に1回以上読み聞かせをする家庭の割合 (乳幼児)

(5年後の割合)

64.3% (R5) ⇒ 80%

【目標】 全校や学年等の一斉読書に取り組む学校の割合を増やします。

〈指標〉 全校や学年等の一斉読書に取り組む学校の割合

(5年後の割合)

○小学生	88.1%	(R2)	⇒	95%	(R2全国90.5%)
○中学生	70.6%	(R2)	⇒	80%	(R2全国85.9%)
○高校生	80.9%	(R4)	⇒	85%	(R2全国39.0%)

【補足】小中学校は、文部科学省の調査方法が変更になったため、R2年度が最新値となっています。

【目標】 学校図書館の図書の実充に努めます。

〈指標〉 (小中学校) 学校図書館図書標準の達成率

(高等学校) 1校当たりの蔵書冊数

(5年後の割合)

○小学校	66.8%	(R2)	⇒	75%	(R2全国71.2%)
○中学校	57.5%	(R2)	⇒	65%	(R2全国61.1%)
○高等学校	41,070冊	(R2)	⇒	41,500冊	(R4全国27,378冊)

【補足】小中学校は、文部科学省の調査方法が変更になったため、R2年度が最新値となっています。

【目標】 公立図書館、公民館図書室と学校等の団体貸出しや移動図書館（※）、電子図書館等を利用した配本活動等を促します。

〈指標〉 公立図書館、公民館図書室が学校等に対し団体貸出しや配本等に取り組む割合

(5年後の割合)

59.2% (R5) ⇒ 100%

【目標】 市町村における読書関連イベント（おはなし会等）の開催や読書に係る啓発活動の促進を目指します。

〈指標〉 読書関連イベントや広報紙の発行等の啓発活動を行っている市町村の割合
(市町村立図書館や公民館図書室、児童館等において)

(5年後の割合)

85.7% (R5) ⇒ 100%

(上記数値は、市町村立図書館を有している市町村の回答)

【目標】 「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定を促します。

〈指標〉 45市町村の改定の割合

(5年後の改定率)

93.3% (R5) ⇒ 100%

コラム 「くまもと大図書館」への胎動を感じる

20年ほど前、勤務していた中学校の夏休み、学校図書館の一室にすべての先生方が集まりました。司書の先生が「今日はありがとうございます。本好きな子どもを育てるためには、まず環境。学校図書館大改造をはじめましょう！」と宣言され、示された（※）ポイントをもとに作業が始まりました。最初のうちは廃棄や配架など不慣れな仕事に戸惑っていた先生方も、あっという間に「あっ、こんなところに資料があったー。」「ここに掲示すると、もっと読もうと思うんじゃない？」「うちの部活動に限定したコーナーを作りましょうよ。」など、次から次にアイデアが出てきます。そして、夏休みが終わる頃には見違えるような学校図書館が誕生していました。始業式当日「図書室が変わってるって。行こう行こう。」入りきれないほどの生徒で大盛況になったことは言うまでもありません。サプライズ成功に微笑む先生方も2学期以降、学校図書館の予約をとるのに一苦労するほど一気に授業での活用も進んだのでした。

近年、県内の市町村に各地域の豊潤な文化的土壌を基盤にした特色ある図書館が次々とオープンしています。また、県立図書館に電子図書館を導入します。そして、いよいよ安藤忠雄氏から寄贈いただく「こども本の森 熊本」が今春、開館し、県民参加型の運営を目指します。これらの動きやネットワークは、まるで全県下をカバーする「大図書館」の誕生に向けた「胎動」のようです。私たちの型にはまらない新しい価値の創造やチャレンジが、熊本のあちこちで多くの子ども達の「やったー。読みたい、知りたい。」という弾んだ声と、ページをめくるひとみ輝く姿の実現につながると信じています。

熊本県教育庁総括審議員兼市町村教育局長 古田 亮

（※）ポイントは、①調べ学習に必要な図書と読書用の図書に分けること、②調べ学習専用の第2図書館整備、③読む意欲を高める配架と掲示、④調べ学習用のPC設置、⑤先生方の教材研究を支える資料の一元管理の5点。